

○議長（石川光次郎君） 日程第二、議第四百四十三号議案ないし議第四百六十二号議案、議第七十号議案、議第七十一号議案及び報告第四十二号ないし報告第五十三号を議題とし、これらについての質疑と日程第三、一般質問とを併せて行います。

前日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。四十番岸田清実君。

〔四十番 岸田清実君登壇〕

○四十番（岸田清実君） 大綱二点について質問いたします。

まず初めに、みやぎ型管理運営方式について伺います。

今議会には、みやぎ型管理運営方式に関わる運営権設定議案及び公営企業の設置に関する条例改正案が提案されています。上水道では全国初のコンセッション導入となり、コンセッション事業の中でも大規模なものとなります。県議会では本会議、常任委員会などで様々な議論があり、私も多くの指摘をしてまいりました。しかし、運営権設定議案等が提案された現在に至っても疑問の多くが解決されていません。その点について順次質問いたします。

第一に、特別目的会社、以下SPCと申し上げます、及び新OM会社、すなわちオペレーション・メンテナンス会社について伺います。

SPCはメタウォーターが三四・五％で筆頭株主となり、ヴェオリアの三四％の出資のうちおよそ半分の割合でしか議決権を持たないことから、議決権ベースでは、メタウォーターが五一％となり、同社の連結子会社になることが公表されています。社長もメタウォーターの常務が就任いたしました。一方、新OM会社の筆頭株主はヴェオリア・ジェネッツであり、SPCと反対にメタウォーターをはじめとする各社が出資割合より議決権割合が少なくなっているため、三五％出資のヴェオリア・ジェネッツが議決権では五一％となりました。社長は、同社関連会社の関東支店長が就任しています。会社法第二条第三号では子会社の定義を、「会社が、その総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人」と定義していることから、会社法上新OM会社はヴェオリア・ジェネッツの子会社です。十社で構成される企業グループとはいえ、SPC及び新OM会社はそれぞれ過半数の議決権を持つメタウォーター及びヴェオリア・ジェネッツの会社法でいえば、「経営を支配している法人」です。実質的に特定企業が二十年間にわたって事業を支配することは公的事業として適当では

ないと思いますが、いかがでしょうか。

新ＯＭ会社は今回のみやぎ型管理運営方式の契約期間二十年を超えて県内に存続し、技術の継承、人材確保に寄与するとされています。ＳＰＣが主催するみずむすびアカデミーでは自治体職員、地元企業を対象に研修や技術指導を行っていくとされています。県内の自治体、企業との関係を強めていくことになると考えられます。ＳＰＣと新ＯＭ会社の構成企業は同じであることから、二十年目以降はヴェオリア・ジェネツの子会社である新ＯＭ会社という特定企業が、県内の公営水道を含めた水関係事業に強い影響を持つことになるのではないかと懸念しますが、知事の所見をお示しくください。

優先交渉権者選定過程での提案には、グループ各社のＳＰＣへの出資割合が明記されていますが、新ＯＭ会社については設立まで出資割合及び筆頭株主は不明でした。設立後、ヴェオリアが筆頭株主であることが明らかになりました。県議会開会前に、メタウォーターの連結子会社化の通知によって、ＳＰＣにおける出資割合と議決権割合の相違を確認したため、企業局に新ＯＭ会社の議決権割合を照会して、ヴェオリア・ジェネツの議決権が過半数となっていることが分かりました。その翌日にＳＰＣ及び新ＯＭ会社の議決権割合の資料が建設企業委員会委員に配布されました。議決権が各社でどのような割合になっているかは重要な情報であるにもかかわらず、問い合わせるまで提供されなかったわけであります。県はＳＰＣ及び新ＯＭ会社それぞれの筆頭株主及び構成各社の議決権割合を優先交渉権者決定以前に承知していたのでしょうか。

その後承知したとすればそれはいつだったのか。  
なぜ今定例会直前まで情報提供がなされなかったのか、伺います。

ＳＰＣと新ＯＭ会社の構図を見ると、全体の統括、改築、修繕はメタウォーターが責任を持ち、維持管理、運転、機器更新はヴェオリアが責任を持つと理解できますが、所見を伺います。

今回、優先交渉権者に選定されたメタウォーターグループの提案で高く評価されたのは、新ＯＭ会社の設立であったとされています。みやぎ型管理運営方式で県が運営権を売却する特別目的会社とは別に、浄水場、処理場などの維持管理、運転を行う民間会社を設立して、ＳＰＣから業務委託を受けるというものであります。水産業に携わる人材育成と技術の継承に関わる点が高評価だったと聞いています。一方、五月二十一日に

行われた建設企業委員会の参考人意見聴取においていただいた東洋大学客員教授の石井晴夫先生はコンセッション推進の立場ですが、SPCとは別に新OM会社設立されることについて、「大変心配だ、SPCと同様のコントロールができるのか」と指摘しています。優先交渉権者選定に当たって新OM会社設立が高く評価されたとのことですが、そのリスクについてはどう評価されたのか、その内容をお示しく下さい。

また、そのリスクはどのように回避されると判断したのか、併せて伺います。

新OM会社は県と直接の関係はなく、独立した民間会社としてSPCと同じ五月十九日に建設会社の橋本店の住所で設立されました。業務はSPCからの受託です。SPCに対しては、県及び経営審査委員会でモニタリングする仕組みがつくられますが、新OM会社に対してのモニタリングは今のところ明確ではありません。初めからみやぎ型管理運営方式の一部に組み込まれていることから、モニタリングや情報公開についてSPCと同様の取扱いがなされるべきですが、基本的な考え方を伺います。

五月二十五日の受水自治体担当者会議が行われ、モニタリング実施計画案などが示され、受水自治体の意見を聴きながら確定していくと県は説明しています。配布された資料にあるSPCのセルフモニタリングに関する確認様式、すなわち確認のポイントの中に、「新OM会社の財務諸表、財務指標」とあります。SPCが新OM会社の財務書類を確認し、県や経営審査委員会には「適正でした」の報告だけだとすれば、実質的に県及び経営審査委員会の確認、監視ができないこととなります。新OM会社の財務諸表、財務指標について、県及び経営審査委員会のモニタリング対象とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、そのことを担保するためにSPCと新OM会社との受託契約に経営関係書類の提出、各種情報開示について記載すべきと思いますが、所見を伺います。

第二に、情報公開に関連して幾つか質問します。

県は昨年三月に基本協定書案など六文書を発表し、優先交渉権者の募集を開始しました。応募した三グループの資格審査である第一次審査を経て、企業グループと県による競争的対話が行われ、今年一月に応募三グループから第二次審査書類提出を受け、PI検討委員会が審査に入りました。同委員会は三月に優先交渉権者第一順位と第二順位、失格一グループという結論を出し、県は最終的に政策・財政会議でメタウォーター

グループを優先交渉権者として決定しました。およそ一年にわたる選定過程であったと言えます。しかし、この一年間県当局から出される情報はごく限られたものでしかありませんでした。例えば、昨年七月から十二月までの三次にわたる三グループそれぞれとの競争的対話についても、建設企業委員会で内容が大まかにくくられたペーパー一、二枚程度の資料が配布され、説明されたのみであります。私は、一巡目、二巡目の競争的対話で応募企業グループ側から県に文書で出された六百項目の質問をカテゴリー化した形ででも示すべきだ、でき得る限りの情報開示が必要だと、建設企業委員会で指摘し、櫻井公営企業管理者はカテゴリーズして情報を出していくと答弁しました。しかし、実際にその情報が県ホームページで公表されたのは、政策・財政会議で優先交渉権者が決定された後の三月三十一日であります。最初の競争的対話から八か月後であります。不十分な情報開示の中で、議会も県民も議論が十分行えない経過であったことは問題です。この点についての所見を求めます。

県はSPCに県の情報公開条例と同等の情報公開規定を設けるよう求めるとし、その案を公表しました。当初は情報公開請求に対する結論についての異議申立て制度がなく、その点を指摘し、異議申立て制度を盛り込むよう建設企業委員会で求めました。その結果、次に公表された案では、「再検討の求め」として織り込まれましたが、再審査の形態、「再検討の求め」の申請者への結果通知などで、第三者性の確保は重要な課題であります。仮に社長名で「再検討の求め」に対する結論のみが通知されるとすれば、再審査の客観性が担保されないこととなります。県の情報公開条例と同等とうたうならば、この点でのしつかりとした制度設計を行うべきと考えますが、所見をお示しく下さい。

みやぎ型管理運営方式と県議会との関係について伺います。

これまでは企業局が運営してきたことから、決算審査や所管事項での議論が行われてきました。今後みやぎ型管理運営方式がスタートすれば、県政における二元代表制の一方を担う県議会が、上下水道三事業について、審査できる機会が大幅に減少することになると繰り返し指摘がなされてきました。そのような指摘に対して、公営企業の設置に関する条例改正案は、「県議会に報告する」との規定を設けるとしています。しかし、その報告も県議会で質疑ができる形でなければ意味がありません。しかも、公会計

と企業会計の違いもあって、これまでの企業局決算との連続性を見ることができるとも大きな問題点であります。県議会への報告時に、各種モニタリング結果等の報告や決算の連続性について具体的にどのような想定をしているのか、お示しください。

五月二十五日に受水団体担当者会議が行われ、提出された資料には県によるモニタリングの確認様式、確認のポイントが白紙のまま配布されました。受水団体の意見もらいながら確定していくと県は述べるとともに、以前のヒアリングでは五月下旬の市町村担当者会議にたたき台を出すとしていました。できる限り早期にたたき台を示して、受水団体の意見を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

第三に、優先交渉権者から提案されている各種内容について伺います。  
集中監視についてです。

みやぎ型管理運営方式の実施体制は優先交渉権者の提案によれば、二百六十九人でスタートし遠隔操作による集中監視等に移行することにより、七年目以降二百二十五人に削減するとしています。県内上水道現場の従事者に伺うと、「水源はダムごと、取水場所ごとに水質が違い、水質悪化の内容も違う。浄水場自体も特性や癖があり、慣れるのには時間が必要だ。自動化、遠隔の集中監視は平時には対応できるが、非常時に対応できるのか。」と疑問を呈しています。自動化は確かに各地で導入されていますが、異常時には手動モードに切り替えて対応するのが手順であります。マニュアル化するにも浄水場の監視操作員には水質に関わる化学、機械、電気、配管、土木、水運用など求められる分野が多岐にわたります。あわせて、水質事故や機械故障などは即時の対応が必要になることがあり、マニュアルを確認する時間が取れないこともあります。更に水道用水供給事業と流域下水道事業では、事業の内容も異常の発生状況も異なります。集中監視がこのような点に対応できるのか。安全・安心な水道三事業の運営の観点からは問題が多く、単なる人員削減が目的となっていないか、所見を伺います。

また、集中監視にメリットがあるとすれば、複数の施設がある中で一つに異常が生じた場合に、他でバックアップないしカバーすることが考えられますが、みやぎ型管理運営方式の場合、仙南仙塩と大崎の両広域水道に相互融通機能がなく、流域下水道も同様の課題がありメリットが生じません。この点はいかがでしょうか。

次に水質についてです。

事業説明会の中で水道用水供給事業における水質管理強化の一例として、現行の県基準よりも優先交渉権者からの提案が厳しい数値となっていると示されています。この点を評価していると受け止められますが、これまでの各水質管理項目の実測値を見ると、ほぼ全ての数値が県基準に照らして相当に低いものとなっています。例えば、仙南仙塩広域水道の南部山浄水場系における総トリハロメタンを見ると、国の水質基準は〇・一に對して、県は〇・〇二五、優先交渉権者が〇・〇二二を提案しています。二〇二〇年度の実測値は〇・〇〇三から〇・〇〇八と、桁が一つ低くなっています。県の現行基準〇・〇二五に對して、新たに〇・〇二二を基準とすることを評価したとすれば、過剰評価と言わなければなりません、所見を伺います。

二百九十七億円の削減額に関わる修繕費と更新について伺います。

県のシミュレーションと比較してメタウォーターグループの提案は、修繕費で県約八十四億八千万円に對して約二百五億五千万円と約百二十億七千万円の増、更新投資で県約六百六十五億四千万円に對して約四百四十六億一千万円と、約二百十九億三千万円減となっています。現行モデルと提案を比較すると、修繕費が約百一億円増で、更新投資で約三百四十八億円減となり、運営権者分の削減額が二百八十七億円となる計算です。県シミュレーションに比較して、修繕で延命させて更新回数を減らす内容と考えられます。この場合、どのような修繕でどの程度更新回数が減らせるのか、その適正性とリスクの評価はどのように行われたのでしょうか。評価の内容とその根拠をお示しくください。また、現行モデル、県シミュレーションとの比較が行われていますが、現行モデルは現在の事業を積み上げ、落札率の差額が減少率とされているものです。比較を適切に行うとすれば、更新回数の削減などを現行制度の中に織り込んで積算する必要があるのではないかと考えますが、所見を求めます。

その積算データはあるのか、併せてお答えください。

大綱二点目、仙南圏域における地域医療構想について伺います。

宮城県では、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる二〇二五年の医療需要と将来の病床数の必要量等を推計し、地域の医療提供体制の目指すべき姿を示した地域医療構想を二〇一六年十一月に策定しました。この地域医療構想の推進に向けて関係者等との調整を行うため、二〇一七年度から二次医療圏と同じ構想区域ごとに地域医療構想調整

会議を開催しています。県地域医療構想調整会議仙南区域も二〇一七年八月にスタートし、圏域内の医療需要予測、部位別手術件数などのデータを共有するとともに、医療体制の在り方を検討してきました。

二〇二〇年一月に、県が国の重点支援区域に申請し指定されたことから、特に公立刈田綜合病院とみやぎ県南中核病院の機能分担と連携が大きな柱になっています。公立刈田綜合病院のベッド数を三百床から百九十九床へ削減し、回復期を中心とする機能に重点化すること、病床削減分の人員をみやぎ県南中核病院に移動して休止中の病棟を再開して、三百十床のフル活用を図るというものでした。その後、公立刈田綜合病院の病床削減と人員の異動及びみやぎ県南中核病院の休止病棟の再開が行われましたが、現状は多くの問題点を抱えています。

まず指摘しなければならないのは、両病院間の連携が進んでいないことです。病床の調整や人員の異動は両病院間の連携が前提でしたが、その連携が進んでいません。手術後容体が安定した患者は回復期を担当とする公立刈田綜合病院が引き受け、ベッドの回転を効率化するはずでしたが、それも進んでいません。一方公立刈田綜合病院の医師と看護師の不足による機能低下は、仙南医療圏全体にも影響を及ぼしています。仙南地域広域行政事務組合消防本部が公表している消防統計で救急搬送を見ると、白石市で発生した患者を白石市内の病院に搬送した割合は、二〇一九年度が六三・六%なのに対して、二〇二〇年度は四九・七%に大きく低下しています。この傾向は七ヶ宿町、蔵王町でも同じです。一方、みやぎ県南中核病院のある大河原町に搬送された割合は二〇一九年度の二六・〇%から三九・二%と大幅に増加しています。それに伴って搬送時間が延び、白石市では二〇一九年度の三十六・四分が二〇二〇年度には四十一・一分と、四・七分増加しています。蔵王町では同じく四十五・二分が四十六・九分へ、七ヶ宿町が六十・九分から六十六分へ伸びています。公立刈田綜合病院では、二〇二〇年十二月まで救急の夜勤看護師は二人でしたが、今年一月から人員不足で一名に削減され、救急患者受入れを更に制限せざるを得ない状況になっています。みやぎ県南中核病院に救急車が何台も並ぶ光景は珍しくないと言われています。救える命も救えなくなることもあり得る事態と言えます。

いるのか、お示しください。

昨年一月二十一日に医療コンサルタントから県は両病院の在り方について、三案を示す報告書が提出され、そのうちの一案に基づいて重点支援区域の申請を行いました。この時点は、中国で新型コロナウイルスによる武漢の都市封鎖が始まり、横浜に新型コロナウイルス患者を多数出したクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスが着岸した頃です。その後の全国的な新型コロナウイルス感染拡大は、医療の在り方を大きく問い直しており、重点支援区域指定のときは前提条件が大きく変化しています。また、公立刈田総合病院管理者が進めている公設民営化議論も影響し、経営状況、医療提供体制についても重点支援区域申請時の想定とは大きく乖離しています。したがって、現状を踏まえたプランの見直しが必要になっていないかと思いますが、いかがでしょうか。

今、公立刈田総合病院の医師、看護師は、新型コロナウイルス感染症への対応に加え、病棟看護師は一般診療科が一病棟にまとめられたため対応診療科の増加、業務量の増加の中で、公設民営化による雇用環境への不安を抱えながらも患者としっかり向き合い業務に取り組んでいます。県としてコロナ禍に対応できる地域医療体制整備を進めることが、仙南区域の医療の安定と地域住民の安心につながると考えます。改めて、両病院の連携を進めるために県としてどのように取り組んでいくつもりか、知事の所見をお聞かせください。

今後の連携を進めるためには、みやぎ県南中核病院と公立刈田総合病院間の連携が不可欠です。そのためには、両病院間の責任者による意思疎通が欠かせません。今年三月、公立刈田総合病院では公設民営に批判的な常勤職であった当時の病院長に決裁権のない名誉院長への辞令が出され、それを受けて前病院長は六月十三日に退職となりました。現在病院長は空白で院長代理が置かれています。その雇用形態は一年任期の会計年度任用職員です。総務省会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルでは会計年度任用職員ではなく常勤職を充てるべき業務として、「典型的には、組織の管理・運営自体に関する業務」が示されています。病院を代表し協議する場合、会計年度任用職員の立場が適切なのか、見解を伺います。

更に公立刈田総合病院では事務部長、事務次長も会計年度任用職員であり、病院経営の中心である幹部職員の多くが会計年度任用職員となっています。総務省マニユアル



に照らして適切ではないと考えますが、併せて所見をお示しください。

公立刈田綜合病院では、一昨年に突然提案された医師を含むボーナス五%削減問題や公設民営化をめぐる病院内外の混乱により、医師と看護師の退職が相次ぎ、二〇一九年に二十七名いた医師が現在では常勤職、会計年度任用職員を合わせて十二名、看護師は百七十五名が百十八名となっています。医師については白石市が医療コンサルタントに医師紹介業務を委託し、福岡県を中心に病院等展開している医療法人相生会から医師が派遣されています。これをめぐっても病院内に軋轢が生まれていると言われています。相生会から派遣されている医師は会計年度任用職員での任用とされているようですが、報酬は相生会負担で無報酬となっています。様々な会議で相生会の医師はボランティアとの言葉も使用されています。もし無報酬、つまり賃金の支払いがないとすれば、雇用契約が存在せず、実質医師の派遣になります。労働者派遣法では産休代替などの例外を除き医師の派遣は禁止されており、公立刈田綜合病院のケースは法に抵触するおそれがあります。無報酬の医師の派遣や、その医師の会計年度任用職員での任用が適切なのか、所見を伺います。

住民が安心できる医療提供体制整備へ県が役割を果たすよう求め、壇上での質問を終わります。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 岸田清実議員の一般質問にお答えいたします。

大綱二点ございました。

まず大綱一点目、みやぎ型管理運営方式についての御質問にお答えいたします。

初めに、特定企業が実質的に経営を支配する特別目的会社と、新オペレーション・メンテナンス会社は公的事業として不適當ではないかとお尋ねにお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式における事業者の公募は、PFI法及び国のガイドラインに沿って行い、外部の有識者によるPFI検討委員会において、経営や業務の執行体制も含めた厳正な審査を経て、適切な手続により今年三月に優先交渉権者を選定したものであります。今回運営権の設定先となる特別目的会社、いわゆるSPCは優先交渉権者であるメタウォーターグループ十社の共同出資により設立された企業であり、また、SP

Cから浄水場等の運転管理、オペレーションと保守点検、メンテナンスを委託される新たなOM会社につきましても、SPCと同一の出資者により設立されたものであります。県としては、代表企業であるメタウォーター株式会社がSPCをしつかりと統括し、構成企業のノウハウや技術力を活用することで、安心・安全で効率的な事業の運営が行われるものと期待しております。

次に、新OM会社が県内の水関係事業に与える影響についての御質問にお答えいたします。

SPCは、国内水処理事業の最大手であるメタウォーター株式会社が代表企業として統括し、SPCから施設の運転管理等を委託されるOM会社の運営は、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社が主導し、構成企業各社のノウハウを結集して業務が行われるものと伺っております。豊富な実績や高度な技術力を有する水事業会社が地域人材の活用により県内に設立されることは、県のみならず市町村にとっても有益であると考えております。なお、現在国内には多くの水処理会社があり今後とも互いに競争し実績を積み重ねていくと思われることから、このOM会社が県内の水関係事業に強い影響を持ち続けるとは考えておりません。

次に、新OM会社のリスク評価とその回避に係る考え方についての御質問にお答えいたします。

優先交渉権者のOM会社を県内に設立する提案は、安定的な事業運営と雇用創出が期待できることから、PFI検討委員会において高く評価されたものであります。このOM会社はSPCと同一の出資者により新たに設立されることから、県は水道事業者として経営や現場の執行体制も含めて確実な運営が可能かを確認する必要があると考えております。県としては、事業全体を統括するSPCに対してOM会社の行う業務内容についての厳格なモニタリングを求めるとともに、SPCとOM会社を一体的に監視できる仕組みを構築することにより、安心・安全で安定的な水道サービスの提供に努めてまいります。

次に、大綱二点目、仙南圏域における地域医療構想についての御質問にお答えいたします。

初めに、公立刈田総合病院とみやぎ県南中核病院の機能分担、連携の現状について

のお尋ねにお答えいたします。

東北大学と県は、二病院の連携と機能分化により仙南医療圏を支えるべきとの考えの下、東北大学の人的協力と現状の公設公営形態を前提に二病院の連携プランを昨年五月に提案しております。その後、公立刈田綜合病院については民営化を検討する動きが生じ、設置主体である一部事務組合を構成する市町での意見の食い違いが表面化したことなどから、連携プランの着実な実現に向けた東北大学やみやぎ県南中核病院との協議ができない状況にあるものと認識しております。なお、御指摘のありました救急医療については、連携プランでは公立刈田綜合病院において準夜帯を中心に引き続き対応することとなっておりますが、こうした状況を背景にした医療従事者の退職などから実現困難になったものであります。

次に、両病院の連携を推進するに当たつての県の取組方針についての御質問にお答えいたします。

公立刈田綜合病院では先の見えない不安と混乱の中、新型コロナウイルス感染症の入院患者をできる限り受け入れるなどの対応をしております。また同様に入院受入れに対応しているみやぎ県南中核病院や、後方医療機関として積極的に対応している地域の病院など医療圏を挙げての連携は非常に大切であると考えております。今回の新型コロナウイルス感染症への対応では地域の医療機関の連携が極めて重要であると痛感しているところであり、県といたしましては仙南医療圏においても引き続き医療連携を軸とした地域医療構想の実現に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

〔公営企業管理者 櫻井雅之君登壇〕

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 大綱一点目、みやぎ型管理運営方式についての御質問のうち、SPCと新OM会社の筆頭株主及び議決権割合を把握した時期についてのお尋ねにお答えいたします。

SPC及びOM会社の出資比率並びにSPCの議決権株式の保有割合については、運営事業者の公募における第二次審査書類に記載されており、優先交渉権者の決定後に公開した提案概要書にはSPCの出資比率が記載されております。一方、OM会社の議

決権株式の保有割合については、会社の設立に係る登記申請が五月十九日に行われ、関係書類が優先交渉権者から提出されたことにより把握し、その後速やかに公表したところであります。

次に、SPCと新OM会社が担う業務の責任についての御質問にお答えいたします。みやぎ型管理運営方式の契約相手先はSPCであり、OM会社はSPCの業務の委託先の一つであることから、県が委ねる業務の責任はOM会社が担う範囲を含めてSPCにあります。県といたしましては、メタウォーター株式会社が単独でSPCの過半数の議決権株式を取得しその事業運営を指導することから、代表企業として責任あるガバナンスを果たしていくものと考えております。

次に、新OM会社の財務諸表等のモニタリングとSPCとの契約についての御質問にお答えいたします。

OM会社が担う業務は浄水場等の運転管理や保守点検であることから、SPCを通して県が報告を受けるため県によるモニタリングと情報公開の対象となります。また、OM会社はSPCと連携して事業を運営する重要な会社であることから、財務諸表と財務指標についてもSPCのモニタリング計画に位置づけることにより、県が継続的に監視できる仕組みとしております。なお、OM会社が担う業務に関する情報については、SPCとOM会社の契約書等への記載にかかわらず、県の情報公開条例に基づき適切に対応してまいります。

次に、競争的対話中の情報開示についての御質問にお答えいたします。

競争的対話期間中における情報開示については、PFI検討委員会における審査に影響がないよう応募者の提案内容を公表できなかったものでありますが、意見交換の主な項目を適時議会へ報告するとともに、県民に対する事業説明会の開催やホームページでの公表など可能な限り透明性の確保に努めております。一方応募者からの質問については、技術や会計、法務など専門性が高い内容が主体であり、県民により分かりやすく整理を行う必要があったため、公表が今年三月末となったものであります。県といたしましては優先交渉権者の選定後、応募のあった全企業グループの提案概要や優先交渉権者の詳細な提案内容を県議会へ報告するとともに、ホームページで公表するなど積極的に情報公開を行っており、引き続き議会や県民に対して正確な情報提供と丁寧な説明

に努めてまいります。

次に、SPCの情報公開請求に対する再検討の取扱いについての御質問にお答えいたします。

SPCの情報公開取扱規程では開示内容に対しての不服の申立てがあつた場合には、外部の専門家に不開示判断の妥当性について確認を依頼することとしております。妥当性の判断は親会社の法務部門、若しくは顧問弁護士が行うこととしており、再検討の結果については判断を行った者を明示するなど客観性を担保した対応がなされるものと考えております。

次に、議会へのモニタリング結果の報告や企業局決算との連続性についての御質問にお答えいたします。

水道事業は県民生活を支える重要な社会資本であるため、本定例会において県議会への報告を義務づける条例の改正を提案しているところであり、運営権者の経営状況や施設の運転管理及び水質の管理の結果等について、経営審査委員会の審議を経て答申を受けた後に議会へ報告したいと考えております。また、水道料金については運営権者と県がそれぞれ収受する合計の金額となるため、現在の料金との継続性の観点から引き続き議会に対する定期的な報告が重要であると認識しており、企業局の当初予算と決算の議案を提案する定例会において報告してまいります。

次に、県のモニタリングについて早期に受水団体の意見を求めるべきとの御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式の導入に当たっては関係市町村との連携が重要であることから、様々な機会を通じて説明してきたところであり、優先交渉権者の選定後には水質管理やモニタリングの実施計画等の具体的な考え方を説明し、基本的な理解を得ております。県といたしましては、来年四月の事業開始に向け、今後策定する各種の事業計画書についても素案の段階から関係市町村に提示し、意見を伺いながら策定を進めることとしております。

次に、自動化や遠隔操作による集中監視は単なる人員削減が目的ではないか、また、どのようなメリットがあるのかとの御質問にお答えいたします。

優先交渉権者が提案している集中監視システムは全ての浄水場等を専用回線で接続

し遠隔地からの監視と制御を可能とするもので、労働人口や熟練技術者の減少などの社会的課題を背景としてICT技術の進展により、今後一層多くの分野において積極的に導入を進めていくべき技術であると認識しております。また、この提案は水質事故や設備の故障発生時には事業ごとにその状況が異なるといったことがあつたとしても、正確な情報収集や遠隔操作によるタイムリーでの確な判断が可能となるシステムとなっております。更に災害発生時には、事業間における管路のバックアップなどによる相互融通機能の有無にかかわらず迅速な対応が期待できるなど、多くのメリットがあるものと認識しております。

次に、優先交渉権者が提案した水質基準についての御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式における水質基準については法令等で義務づけられている基準に加え、現在県が独自に設定している、より厳しい基準を要求水準として運営権者に求めております。優先交渉権者の提案はこの要求水準よりも更に厳しい基準としているものであり、季節や気象条件により原水の水質が著しく変動した場合にも基準を超過しないよう、これまで以上に運転管理技術が必要となるため十分に評価に値するものと考えております。

次に、更新経費の削減内容と適正性及びリスクについての御質問にお答えいたします。優先交渉権者の提案では、温度や振動等を継続的に監視するセンサーの導入による最適な時期での修繕や長寿命化に向けて耐久性の高い部品への交換などによって健全度を維持する手法を取り入れ、県の計画に対して更新費を削減する一方、修繕費を積み増す計画となっております。これら一連の提案は、PFI検討委員会における上下水道技術の専門家で構成した技術ワーキンググループにおいて、提案金額だけでなく確実性や実現性の観点からもしっかりと議論され、適正性を評価されたものと考えております。なお、優先交渉権者との契約においては、事業終了時において開始時と同等の健全度を維持すること、また、継続的な調査の実施も規定しており、設備の健全性を維持することで安心・安全な水の供給を確保する制度としております。

次に、優先交渉権者の削減内容を現行モデルに反映した積算が必要ではないかとの御質問にお答えいたします。

PFI事業においては、従来型手法とPFI手法で実施する場合の事業費をそれぞれ積算して、効果の指標となるVFMの検証を行い、PFI事業としての実施の判断を行った上で、事業者選定後民間事業者の事業計画により、VFMが確定する仕組みとなっております。みやぎ型管理運営方式については、この手続を経てPFI検討委員会による公平、公正な審査がなされ、優先交渉権者を選定し既にVFMが一〇・二%と確定しており、従来型手法での事業費の再積算を実施する必要はないものであります。私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 総務部長大森克之君。

〔総務部長 大森克之君登壇〕

○総務部長（大森克之君） 大綱二点目、仙南圏域における地域医療構想についての御質問のうち、病院長代行や事務部長等幹部職員の任用方法についてのお尋ねにお答えいたします。

地方公共団体の職員の任用については、地方公務員法等の関係法令に基づき各団体ごとに行われており、公立刈田総合病院を運営する白石市ほか二町組合も同様であります。御指摘のありました病院の管理、運営自体に関与する病院長代行や事務部長等幹部職員を会計年度任用職員として任用していることについては、制度の趣旨に照らせば適切とは言えないものと認識しております。県では昨年十一月に開催した市町村等人事・給与担当課長会議において、制度の趣旨を改めて説明いたしました。また、その後の病院からの相談に対し他の任用方法等について助言したところであり、今後も個別の事情を伺いながら適切な対応を促してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱二点目、仙南圏域における地域医療構想についての御質問のうち、計画の見直しについてのお尋ねにお答えいたします。

公立刈田総合病院及びみやぎ県南中核病院の連携と機能分化は、地域医療構想実現のため、国が指定した重点支援区域の取組として盛り込まれているものであり、仙南圏域の医療が持続的に提供されていくためには必須の前提条件であると考えております。

公立刈田綜合病院の今後の在り方については、最近、設置主体の組合を構成する三市町において検討が始められたところでありますので、県といたしましては必要に応じて計画の見直しを検討してまいります。

次に、医師の任用の在り方についての御質問にお答えいたします。

御指摘のありました外部の医師については、会計年度任用職員として採用されており、給与については本人からの辞退もあり無報酬という条件で発令されているものであります。また、その間の給与は派遣元の医療法人が負担していると伺っております。なお、労働者派遣法の問題については宮城労働局に確認したところ、就業地である白石市は僻地として医師の派遣が認められておりますが、労働者派遣事業に該当するか否かは実態を踏まえて判断すべきものであり一概には言えないとのことでありました。現在行われているこのような任用形態は一時的なものであると認識しており、今後の同病院の在り方の検討とも連動して本来の任用形態に戻るべきものかと考えております。

以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 四十番岸田清実君。

○四十番（岸田清実君） 再質問いたします。

まず、みやぎ型管理運営方式です。遠隔監視の問題です。

遠隔監視で十分対応できるというお話でしたけれども、さつき指摘したように、例えば水質もダムごと、水源ごとに違う。あるいは、非常時の内容も違う。臨機応変な対応が求められるときもあるというのが非常時だったり、災害だったりするわけです。例えば機械化することで本当にこれに対応できるのかということ。人がいて、そしてその水源や浄水場、処理場を熟知してこそ臨機応変な対応ができる。そういう意味で、機械で計数化するのは平時はできます。しかし、その臨機応変な対応が本当にできるのかということについては答えていない。その点、どうですか。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） いわゆる異常時といいますが、事故があった場合において、当然その事業者がその統一の監視システムで全てを網羅できるかといったことについてはそれは違うと思います。当然それに対する体制でありますとか、そういったところについては今までのやり方も含めてカバーしていくと、こういう形でございます。



す。ただ、今回の評価はやはり通常の監視について評価が非常に高かったということを示し上げたところでございます。

○議長（石川光次郎君） 四十番岸田清実君。

○四十番（岸田清実君） 実際に現場にいる人に聞くと、この浄水場は例えばこの弁が開きにくいとか、そういう癖があるというんです。浄水場、処理場が複数あるときに、少数の運転監視員が全てマスターするのかという問題です。ここはどうですか。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 今の浄水場あるいは処理場の特性、これは当然、それぞれの現場の状況等も違いますので、いろいろな個性がある、それはそのとおりでございます。それらを踏まえる形で通常の監視システムを構築していくということでございます。当然それに伴って様々な癖をどう整理していくかということでございます。これは彼らの計画によればあと三、四年後にそういった特性を踏まえて具体的な監視システムを構築していくという計画でございますので、その中でそれぞれの浄水場に合うような監視システムというのが構築されていくと理解してございます。

○議長（石川光次郎君） 四十番岸田清実君。

○四十番（岸田清実君） まだしつかり精査されていません。

それから次に議決権株式の割合、これは五月二十一日には分かっていたわけではございませんか。私が問い合わせて次の日に資料が配られるわけです。六月になってから。これはなぜなのか。きちんとこういう重要情報が議会に知らされないのでしょうか。なぜこういう経過になったのですか。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 本県で知り得ましたのも、SPCそれからOM会社の登記に基づいて五月十九日と先ほど答弁いたしましたけれども、そこで議決権割合が当然登記されますので。その報告を受けて、そして問合せに対してお話をし、そしてまた質問にあたり公表したと、こういうことでございます。

○議長（石川光次郎君） 四十番岸田清実君。

○四十番（岸田清実君） ですから、なぜ知り得た時点で県議会に報告されなかったのですか。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。  
○公営企業管理者（櫻井雅之君） 先ほどの答弁のとおり五月十九日に把握し、速やかに公表したということでございます。

○議長（石川光次郎君） 四十番岸田清実君。

○四十番（岸田清実君） 議決権割合について、議会に報告したのはいつだという認識ですか。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 問合せに基づいて御報告させていただきました。

○議長（石川光次郎君） 四十番岸田清実君。

○四十番（岸田清実君） ではなぜ、積極的に企業局からそういう重要情報が出なかったのですか。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 議決権割合について、県が知り得たのは登記の申請があった五月十九日でございます。それに基づいて、問合せがございましたので、我々でお答えをしたということでございます。

○議長（石川光次郎君） 四十番岸田清実君。

○四十番（岸田清実君） ですから、全然答えてないんです。そういう重要情報というのは、きちんと議会に知り得た時点で、タイムラグはあるでしょうが、報告すべきではないかと言っているのです。それはどうなんですか。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） おっしゃるとおりです。非常に議会として関心のある事項であるならば、そういったことは知り得た時点なるべく速やかに報告すべきであったと思います。その点につきましては、今後そういうことのないように努めてまいりたいと思います。今回の件につきましては、すぐ近いうちに議会がありますので、その形で、その場でしっかりと委員会でも報告すべきものと判断したものだというふうに思っております。議員の皆さん関心あることであっても、我々、常任委員会があるときに、そういうのに合わせて報告するというようなこともございまして、そういったことについて、議員の皆さんから、もっと早くちゃんと適時、適切に報告すべきであったという御指摘

があつたとするならば、それは我々としては反省すべきことだと思っております。以後、そのようなことがないよう、努めてまいりたいと思えます。

○議長（石川光次郎君） 四十番岸田清実君。

○四十番（岸田清実君） 議会をどういうふうに考えているかという問題ですよ。

次に、新OM会社のリスク評価。これはSPCに監視をさせるということで、要するに新OM会社についてのリスク評価はしなかったということですね。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） この選定過程におきましては、PFI検討委員会においてどういう評価がされたのかということでございます。その旨を答弁させていただきます。PFI検討委員会においては先ほど答弁しましたとおり、大変いい提案であるという評価がされたということでございます。それを受けた県といたしましても、こういった新OM会社の設立というものについては、地域の雇用でありますとか事業の継続性、そういった観点から、非常に好ましい提案であつたと思っております。リスクということに関しては、特段評価はしておりません。

○議長（石川光次郎君） 四十番岸田清実君。

○四十番（岸田清実君） みやぎ型管理運営方式事業の重要な主要部分ですよ。処理場、あるいは浄水場の維持管理、そういう部分を、新OM会社という、県と直接関係を結ばないところに業務委託するという、要するに心臓部分を任せるということについて、リスク評価がなされなかったということについては、これは問題です。リスク評価がされてその解決策と合わせて織り込まれるべきだった。この点は非常に欠陥だったのでないかと指摘をしておきたいと思えます。

最後に仙南仙塩の地域医療構想について伺います。医療法人相生会の医師について、地方自治法第二百四条違反という総務省の見解を昨日の夜、国会議員の事務所を通してもらいました。これ、精査してください。どうですか。

○議長（石川光次郎君） 総務部長大森克之君。

○総務部長（大森克之君） 分かりました。精査させていただきますと思います。